

神戸市農業委員会の委員（農業委員）募集要項〈*1〉

1 募集人数

19名（うち中立委員1名）〈*2〉

2 任期

令和6年9月10日から令和9年9月9日まで（3年間）

3 身分

特別職（非常勤）の地方公務員

4 主な業務内容

- 農地の権利移動・転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- 農地利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する指針の策定、現地調査等
- 農業者等からの相談対応及び助言、農地の適正利用に関する指導
- 上記事項の協議等に関する定例的な会議への出席〈*3〉

5 報酬

月額40,000円〈*4〉

6 募集の方法及び資格

（1）募集方法

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」といいます。）第9条第1項の規定により、以下の2通りの方法で募集を行います。

- ① 農業委員の候補者の推薦（以下「推薦」といいます。）
- ② 農業委員になろうとする者の募集への応募（以下「応募」といいます。）

（2）推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 法律等により農業委員との兼職が禁止されている職にある者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体の構成員

7 推薦及び応募に係る手続き等

推薦又は応募しようとするときは、所定の様式に必要事項を記入のうえ、添付書類

を添えて、郵送、持参又はメールにより、提出してください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので了承ください。

(1) 推薦又は応募申込書〈*5〉

- ① 個人が推薦する場合……………様式第1号
- ② 法人又は団体が推薦する場合……………様式第2号
- ③ 自ら募集に応募する場合……………様式第3号

(2) 添付書類

- ① 推薦を受ける者又は応募者の住民票

※発行後3か月以内で本籍地の記載があるもの

- ② 顔写真（画像）

※撮影3か月以内で上半身・脱帽・正面向きのもの

※メールで画像をお送りいただくこともできます

(3) 提出先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1-12 三宮ビル東館2階

神戸市農業委員会事務局

E-mail : nogyo-iin@office.city.kobe.lg.jp

(4) 募集期間

令和6年1月4日（木）から令和6年2月5日（月）午後5時まで【必着】

※持参される場合は、平日の午前9時から午後5時までに提出してください。

8 選考方法等

- 市において、推薦を受けた者（以下「被推薦者」といいます。）及び応募した者（以下「応募者」といいます。）の中から、選考会議の意見を参考に農業委員候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで、農業委員を選任します。
- 選考を行うにあたり、必要に応じて被推薦者又は応募者から聴き取りをする場合があります。
- 選任結果は、推薦をした者（以下「推薦者」といいます。）及び被推薦者並びに応募者に文書で通知します。

9 情報の公表

法第9条第2項の規定に基づき、募集期間の中間及び終了後に、神戸市ホームページにおいて以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 被推薦者又は応募者が認定農業者等（認定申請中の者を含む）であるか否かの別

(5) 推薦又は応募の理由

(6) 被推薦者が神戸市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）として同時に推薦を受けているか否かの別、又は応募者が、推進委員に同時に応募しているか否かの別

10 その他

農業委員と推進委員を兼任することはできません。

※農業委員と推進委員に同時に推薦を受けること又は応募することは可能です。

11 問い合わせ先

神戸市農業委員会事務局

TEL : 078-984-0387 / Fax : 078-984-0388

E-mail : nogyo-iin@office.city.kobe.lg.jp

〈*注〉

* 1 用語の定義等

本要項において特に定義しているものを除き、用語の定義等については、「神戸市農業委員会の委員の選任に関する要綱」に準じます。

* 2 中立委員について

法令により、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）を1人以上含めることの規定があります。

* 3 会議の開催頻度

原則として毎月2回（中旬～下旬）の開催を予定しています。

* 4 報酬について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第25号）に職務に応じて規定されています。また、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて、月額報酬のほか、市長が定める年額の報酬が支給される場合があります。

* 5 申込書の配布場所等

推薦又は応募申込書については、以下の場所で配布しています。また、神戸市のホームページから出力等をしていただくこともできます。

＜配布場所＞

神戸市農業委員会事務局、神戸市経済観光局農政計画課、
西農業振興センター、北農業振興センター